

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第128条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅において行う。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取扱う。

(参考)

乗 車 変 更	規則第132条
駅員無配置駅における旅客の取扱	同 第11条
駅員無配置駅発乗車券の発売	同 第16条

(払いもどし請求権行使の期限)

第129条 旅客は、旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(参考)

運賃償還債権の消滅時効	鉄道営業法第14条
再收受した旅客運賃払いもどし	
請求の期限	規 則第148条

第 130 条 (削除)

(区間変更をした乗車券について旅客運賃の收受または払いもどしをする場合の既収額)

第 131 条 区間変更の取扱いをした乗車券について、旅客運賃の收受または払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購求した場合の旅客運賃額を收受しているものとして收受または払いもどしの計算をする。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類及び変更回数)

第132条 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、会社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申し出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 乗車券変更
- (2) 区間変更
- (3) 列車変更

2 前項の乗車変更は、各1回に限るものとする。

(注) 乗車券変更後の区間変更の取扱いは可能とし、1回に限る。

(参考)

区間変更の意義	規則第137条
列車変更の意義	規則第139条の2

(乗車変更の取扱範囲)

第133条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。ただし、第136条の2に規定する乗車券変更については、変更開始駅は、制限しない。

2 前項の場合において、区間変更は、変更区間が環状線を一周してこれをこえるとき、または一部若しくは全部が復乗となるときは、その取扱いをしない。ただし、環状線一周となる駅または折り返し乗車となる駅までの区間に対しては、区間変更の取扱いをする。

(参考)

乗車変更の取扱いをしない区間の取扱方	規則第136条
--------------------	---------

(列車指定乗車券類所持の旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第133条の2 乗車する列車を指定した乗車券類を所持する旅客が乗車変更をする場合は、変更しようとする列車に相当の余裕がある場合に限って取扱う。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第134条 通用期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(参考)

継続乗車	規則第86条
------	--------

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の通用期間)

第 135 条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の通用期間は、原乗車券の通用期間から既に経過した日数(取扱いの当日は含めない。)を差し引いた残余の日数とする。

(参考)

通用期間 規則第 85 条

(別途乗車)

第 136 条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるときまたは旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

(注)「乗車変更の取扱いについて制限のある乗車券」とは、区間、経路等に制限のある種類の割引乗車券・定期乗車券・特殊割引回数券等をいう。

(参考)

被救護者割引普通乗車券 規則第 24 条

旅客運賃の打切りにより旅客の申し出

どおりの乗車変更の取扱いをしない場合 同 第 133 条

第2款 乗車券変更、区間変更及び列車変更

(乗車券変更)

第136条の2 旅客は、旅行開始前または使用開始前で通用期間内（前売の乗車券については、通用開始前を含む。）の乗車券（特別車両券、定期乗車券及び特殊割引回数券を除く。）について、係員に申し出て、その承諾を受けたときに、1回に限って新たな乗車券（特別車両券、定期乗車券及び特殊割引回数券を除く。）に変更（これを「乗車券変更」という。）をすることができる。

2 前項の取扱いをする場合は、次のとおりとする。

原乗車券の区間に対する既収旅客運賃と新たに発行した乗車券に対する旅客運賃を比較して不足額は収受し、過剰額は払いもどす。この場合、原乗車券が割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）で、その割引が実際乗車区間に対しても適用できるときは、その割引率を適用して運賃を計算する。

また、変更しようとする乗車券は、第16条、第17条及び細則第26条に規定する範囲内とし、次の組合せに限る。

- (1) 片道乗車券から片道乗車券への変更。
- (2) 片道乗車券から往復乗車券への変更。
- (3) 往復乗車券から片道乗車券への変更。
- (4) 往復乗車券から往復乗車券への変更。
- (5) 往復乗車券の往片または復片から片道乗車券への変更。

3 前各項を取扱う場合で、旅客の所持する乗車券が、2人以上の旅客に対して1枚で発行された乗車券であった場合は、新たに発行する乗車券は同一の人数分に限るものとする。

(区間変更)

第 137 条 旅客は旅行開始後に係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って所持する乗車券（定期乗車券及び特殊割引回数券を除き、乗車券変更後の乗車券を含む。）に表示された着駅・経路を次の各号に定める変更（これを「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅を当該着駅をこえた駅への変更
- (2) 着駅を当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を当該経路と異なる経路への変更

2 前項の取扱いをする場合は、次の旅客運賃を収受する。

原乗車券の区間に対する既収旅客運賃と実際乗車区間に対する旅客運賃を比較して不足額は収受し、過剰額は払いもどししない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）で、その割引が実際乗車区間に対しても適用できるときは、その割引率を適用して運賃を計算する。

第 138 条 (削除)

(区間変更の同時扱い)

第 139 条 旅客は、旅行開始後に係員に申し出て、その承諾を受け、所持する乗車券について、第 137 条第 1 項の各号に規定する区間変更の 2 以上の取扱いを同時に扱うことができる。

(列車変更)

第 139 条の 2 旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、その所持する特別車両券に表示された列車が、乗車する駅を出発する時刻までである場合、1 回に限り、その列車をその時点で発売している他の列車の特別車へ変更（これを「列車変更」という。）することができる。この場合、手数料は収受しない。

2 特別車両券に表示された列車（同一列車）の着駅、号車及び座席を変更する場合は、前項の規定に準じて取扱うものとする。

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第140条 旅客は、割引証等を提出して購求した乗車券について払いもどしの取扱いをうけた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(手数料の払いもどし)

第141条 旅客は、会社が乗車変更その他の際に収受した手数料の払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第142条 旅客は、第79条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

第2款 乗車券の無札及び無効

(乗車券の無札及び無効乗車券等使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第143条 旅客が次の各号の一に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に改札を受けないで乗車したとき。ただし、旅客に悪意がなく、その証明のできる場合は、この限りでない。
- (3) 第92条または第93条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、またはその集札の際に引渡しをしないとき。

2 旅客が第92条第1項第7号の規定により無効となる2枚以上の特殊割引回数券で乗車した場合は、当該の各特殊割引回数券の券面に表示された区間と、区間外とを通じた区間を、乗車したものとして、計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を当該旅客から収受する。

- 3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。
- 4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第92条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけを、その団体申込者から第1項の規定による旅客運賃および増運賃を収受する。

(参考)

増運賃の収受

鉄道営業法 第18条

鉄道運輸規程第19条

定期乗車券以外の乗車券を無効として回収する場合 規則第92条

区間の連続していない特殊割引回数券を使用しての中間無札の乗車

同 第92条第1項第7号

(無効定期乗車券使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受方)

第 144 条 第 93 条の規定により無効となる定期乗車券(偽造の定期乗車券を含む)を回収した場合は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- 2 前項に規定する普通旅客運賃は、定期乗車券の券面に表示された区間の定期旅客運賃計算経路に相当する普通旅客運賃または実際に乗車した区間の経路に相当する普通旅客運賃によるものとする。

<div style="text-align: center;"> 収受区間及び 計算方 無効事由 </div>	<div style="text-align: center;"> 普通旅客運賃の 収受区間 </div>	<div style="text-align: center;"> 普通旅客運賃 の計算方 </div>
(1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき (2) 券面表示事項の不明となった定期乗車券、または定期乗車券を切断等し使用したとき (3) 使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購求した定期乗車券を使用したとき (4) 券面表示事項または裏面の磁気情報をぬり消し、または改変して使用したとき。	<div style="text-align: center;"> その定期乗車券の券面に表示された区間 </div>	その定期乗車券の効力が発生した日から、その無効の事実を発見した当日まで、毎日1往復（または2回）づつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
(5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき	各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間	その定期乗車券の効力が発生した日（効力が発生した日が異なるときは、発見日に近い日）からその無効の事実を発見した当日まで、毎日1往復（または2回）づつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
(6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき	定期乗車券及び普通乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間	1回乗車したものとして計算した普通旅客運賃
(7) 定期乗車券の区間と連続していない特殊割引回数券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき	定期乗車券及び特殊割引回数券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間	その特殊割引回数券の使用された券片に対して、往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃
(8) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき	その定期乗車券の券面に表示された区間	その定期乗車券の使用資格を失った日からその無効の事実を発見した当日まで、毎日1往復（または2回）づつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(9) 通用期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき	その定期乗車券の券面に表示された区間	その定期乗車券の発売の日からその無効の事実を発見した当日まで、毎日1往復（または2回）づつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
(10) 通用期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき	その定期乗車券の券面に表示された区間	その定期乗車券の通用期間満了の日の翌日からその無効の事実を発見した当日まで、毎日1往復（または2回）づつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
(11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき	実際乗車した区間	1回乗車したものとして計算した普通旅客運賃
(12) その他定期乗車券を運賃を免れる手段として使用したとき		

(参考)

増運賃の收受

鉄道営業法 第18条

鉄道運輸規程第19条

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方)

第145条 第143条の規定により、旅客運賃・増運賃を收受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。また、接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなきときは、その接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(参考)

無札旅客の乗車駅不明の場合の取扱

鉄道営業法第18条

(特別車両券の無札及び無効の特別車両券使用の旅客に対する特別車両料金・増料金の收受)

第146条 第143条及び前条の規定は、特別車両券に準用する。

第3款 紛 失

(乗車券紛失の場合の取扱方)

第147条 旅客が、旅行開始後、乗車券を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、無札旅客として第143条または第145条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、これに相当する普通旅客運賃を収受し、また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に相当する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または特別車両券を使用する旅客は、この限りでない。

3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券（定期乗車券及び特別車両券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(参考)

乗車券の所持

鉄道営業法第15条

規則第10条

(再收受した旅客運賃の払いもどし)

第 148 条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客が、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再收受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券 1 枚につき手数料 220 円を支払い、その普通旅客運賃及び増運賃について払いもどしの請求をすることができる。ただし、再收受証明書の発行日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(参考)

旅客運賃払いもどし請求権の 1 箇年の時効	鉄道営業法第 14 条
払いもどし請求権行使の期限	規則第 129 条

(団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

第 149 条 旅客が、団体乗車券または貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第 147 条の規定にかかわらず別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券または貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃の払いもどしをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第150条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が改札前で、かつ、通用期間内（前売の乗車券については、通用開始前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。ただし、不要となった事由が第158条の規定による場合は、手数料を必要としない。

2 前項の規定により、払いもどしの請求をした乗車券が、往復を発売条件として発売した割引乗車券であって、往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片等の券片に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

(参考)

旅客開始前の旅客運賃の払いもどし	鉄道営業法 第16条
	鉄道運輸規程第14条
列車の運行不能または遅延の場合の取扱方	規 則第158条
往復または連続乗車を発売条件とした	
割引乗車券の発売	同 第26条

(使用開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払いもどし)

第151条 前条の規定は、通用開始前の定期乗車券および使用開始前の特殊割引回数券について準用する。ただし、取扱いは発売駅所とし、払いもどし手数料は、定期乗車券にあつては1枚につき520円、特殊割引回数券にあつては1件につき220円とする。

(特別車両券に対する料金の払いもどし)

第152条 旅客は、特別車両券（団体乗車券によって発行したものを除く。）が不要となった場合、その指定を受けた列車がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った特別車両料金の払いもどしを請求することができる。この場合の払いもどし手数料は1枚につき220円とする。

(旅行開始前の団体旅客運賃・料金または貸切旅客運賃の払いもどし)

第 153 条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券または貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃・料金または貸切旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合の払いもどし手数料は乗車券 1 枚につき 220 円（特別車両券を発行したものについては、別に当該特別車両券に対し、前条に規定する払いもどし手数料に相当する額）とする。

2 前項の場合において、特別車両券を団体乗車券によって発売しているときは、その列車が乗車券面に表示された乗車駅を出発する時刻の 2 時間前までにこれを請求しなければ、当該特別車両券に対する料金の払いもどしは行わない。

(不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第 154 条 旅客は第 79 条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始し、または同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間について、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 155 条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、通用期間内であるときに限って、これを定期乗車券の発売駅所に差し出して、次によって計算した残額の払いもどしを請求することができる。

この場合の払いもどし手数料は乗車券 1 枚につき 520 円とする。

2 前項の計算については、経過日数が 1 箇月未満のときは、既に収受した旅客運賃から当該定期乗車券の券面に表示された区間の定期旅客運賃計算経路に相当する普通旅客運賃によって 1 日 1 往復（または 2 回）ずつ乗車したものととして、既に経過した日数（申し出の日は、経過日数に加える。）を乗じた額を差し引いた残額とする。

ただし、これによって計算した額が 1 箇月の定期旅客運賃を超えるときは、1 箇月の定期旅客運賃額とする。

この場合、原乗車券が割引定期乗車券であるときは、割引の旅客運賃を適用するものとする。

3 経過日数が 1 箇月以上のときは、通用開始日から払いもどしの請求があった日までの期間について、使用経過月数の定期旅客運賃及び 1 箇月に満たない日数については、前 2 項により計算した額の合算額とする。

ただし、経過日数が 2 箇月以上のときで、合算額が 3 箇月の定期旅客運賃を超えるときは、3 箇月の定期旅客運賃とする。

4 前項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次によって計算する。

(1) 使用経過月数が 1 箇月または 3 箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃

(2) 使用経過月数が 2 箇月のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額

(3) 使用経過月数が 4 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額

(4) 使用経過月数が 5 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額

5 前各項において、継続発売の場合で、旧券の日数について、払いもどし額があるときは、その残額も払いもどすものとする。

この場合、旧券の購入月数は、不明のため、すべて「1箇月定期乗車券」とみなし、これの日数は、すべて「30日」とする。これの使用経過日数算出方は、「30日マイナス残存日数（旅客の申し出日は、残存日数に加えない。）」で算出する。

（特殊割引回数券使用開始後の旅客運賃の払いもどし）

第155条の2 旅客は、特殊割引回数券の使用を開始した後、その特殊割引回数券が不要となった場合は、通用期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、次によって計算した残額の払いもどしを請求することができる。

2 前項の計算については、既に収受した回数旅客運賃から使用済み枚数に対する普通旅客運賃及び手数料220円を差し引いた残額とする。

この場合、割引が普通旅客運賃にも適用できる場合は、割引の普通旅客運賃を適用する。

（注）通学用割引回数券は、普通旅客運賃を適用する。

(旅行中止による通用期間の延長及び旅客運賃の払いもどし)

第 156 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の一に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が通用期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けたその日から通用期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30 日を限度とする。)について、乗車券の通用期間の延長を請求し、または既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合の払いもどし手数料は乗車券 1 枚につき 220 円とする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 司法権または行政権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 前項の規定による通用期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券・特殊割引回数券・団体乗車券・貸切乗車券または特別車両券を使用する旅客は、前 2 項の請求をすることができない。

(通用期間の延長の特例)

第 157 条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに、当該乗車券を係員に呈示して通用期間の延長を請求することができる。この場合は、その翌日まで通用期間の延長の取扱いをする。

(参考)

発行当日限り有効の乗車券の通用期間の延長 鉄道運輸規程第 16 条

第 5 款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能または遅延の場合の取扱い)

第 158 条 旅客（定期乗車券及び特別車両券を使用する旅客を除く。）は、旅行開始後、次の各号の一に該当する場合は、第 159 条の規定によって定める日数の乗車券（特別車両券を除く。）の通用期間の延長、第 160 条の規定による無賃送還または旅行を中止した場合は、旅行中止駅から着駅までの旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、当該割引の普通旅客運賃とする。ただし、特殊割引回数券を使用する旅客は、無賃送還以外の取扱いを請求することができない。

(1) 列車の運行不能となったとき。

- (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、もしくは欠くことが確実であるとき、または着駅到着時刻に1時間以上遅延したとき。
- (3) その他会社の責任となる事由により、旅客が旅行の用務を失なつたと認められるとき。

(参考)

運行不能の際の契約の解除	鉄道営業法 第17条
	鉄道運輸規程第17条
遅延の際の契約の解除	同 第18条

(乗車券通用期間延長の取扱方)

第159条 乗車券の通用期間の延長の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客は、乗車券の通用期間の延長を請求しようとするときは関係の駅に申し出るものとする。この場合は、その乗車券を駅に預けるものとする。
- (2) 通用期間の延長は、次の期間とし、旅客は、この期間内に旅行を継続するものとする。

ア 前条第1号の場合は、開通の日から5日以内

イ 前条第2号及び同条第3号の場合は、1日

- (3) 延長をする通用期間は、乗車券を預けた日から旅行を継続する日の前日までの期間に相当する期間とする。
- (4) 旅客は、旅行を継続する際、乗車券面に通用期間延長の証明を受けるものとする。ただし、自動改札機用乗車券(磁気券)の場合は、「通用期間証明書」を発行、交付するものとする。
- (5) 旅客が、延長した期間内に旅行を継続しなかったときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第160条 旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通のものであるときは、

発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。

- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない事由によって乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行なうことができないときは、他の経路による。
- (4) 旅客が、第2号及び第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行なった場合は、次の各号によって旅客運賃の払いもどしをする。ただし、特殊割引回数券を使用する旅客については払いもどしの取扱いをしない。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に收受した旅客運賃の全額
- (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したときは、その途中駅から券面に表示された着駅までの区間に相当する旅客運賃とする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、当該割引の普通旅客運賃とする。

3 第1項の無賃送還を行った場合、特殊割引回数券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項の従って使用することができる。

(参考)

無賃送還した場合の旅客運賃の払いもどし	鉄道営業法 第17条
	鉄道運輸規程第17条
	同 第18条

(運行不能の場合における他経路乗車の取扱方)

第161条 列車が運行不能となった場合、その事故の発生前に購求した乗車券を所持する旅客は、同一目的地に至る最短経路による列車に乗車することを請求することができる。この場合、他の経路による乗車中に、途中下車することができない。

- 2 前項の取扱いをする場合は、既に収受した旅客運賃と実際乗車した区間の旅客運賃とを比較して、過剰額は払いもどしするものとし、不足額は収受しない。
- 3 定期乗車券または特殊割引回数券を使用する旅客について第1項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払いもどし及び不足額の収受をしない。
- 4 第1項の規定により定期乗車券を使用する旅客が他経路を乗車中に途中下車した場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(運行不能の場合の旅客運賃の払いもどし駅)

第162条 第158条・第160条または前条の規定により、旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は次の各号に定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅
- (3) 他の経路を乗車する取扱いを受けた旅客は、旅行を終えた駅

(運行不能区間の旅客運賃の払いもどし)

第163条 列車が運行不能となった場合で、その事故発生前に購求した乗車券によって旅行する旅客(定期乗車券または特殊割引回数券を使用する旅客を除く。)が不通区間を任意に鉄道によらないで旅行し、乗車券の通用期間内に、前途の駅から乗継をするときは、係員にその旨を申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、当該不通区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

(運行休止の場合の通用期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第 164 条 定期乗車券または特殊割引回数券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き 5 日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を発売駅所に差し出して、相当日数の通用期間の延長を請求し、または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券については、使用しない区間の原定期乗車券と同一の種類及び期間による定期旅客運賃に休止日数を乗じて通用日数（定期乗車券の通用期間が 1 箇月のものは 30 日、3 箇月のものは 90 日、6 箇月のものは 180 日とする。）で除して、は数計算した額

(2) 特殊割引回数券については、回数旅客運賃に残余の枚数を乗じてこれを総枚数で除して、は数計算した額

(参考)

列車運行休止が 4 日以内の場合の取扱い 規則第 158 条

(特別車両料金の払いもどし)

第 165 条 特別車両券を所持する旅客は、運輸上の支障その他旅客の責任とならない事由によって、特別車両券に表示された座席を使用することができなくなった場合（使用開始後一部区間不使用となった場合を含む。）は、その特別車両料金の全額の払いもどしを請求することができる。

2 旅客は、第 7 条の規定により、不通特約として購求した特別車両券については、前項の規定にかかわらず当該特別車両料金の払いもどしを請求することができない。

第6款 誤乗及び誤購求

(誤乗区間の無賃送還)

第166条 旅客(定期乗車券または特殊割引回数券を使用する旅客を除く。)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の通用期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

第167条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券の誤購求の場合の取扱方)

第 168 条 旅客が、駅名の同一・類似その他の事由により誤ってその希望するものと異った着駅または経路の乗車券を購求した場合であつて、係員がその事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に收受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをする。

(参考)

錯 誤 民法第 95 条

